第２３号議案

芦屋市老人憩（いこい）の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

芦屋市老人憩（いこい）の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成２４年2月２１日提出

芦屋市長　山　中　　健

提案理由

芦屋市三条老人の憩の家を廃止するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

芦屋市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和３９年芦屋市条例第４６号）は，廃止する。

附　則

この条例は，平成２４年４月１日から施行する。

参　照

芦屋市老人憩（いこい）の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例要綱

1　制定の趣旨

芦屋市三条老人の憩の家を廃止するため，この条例を制定しようとするもの。

2　制定の内容

芦屋市老人憩（いこい）の家の設置及び管理に関する条例の廃止

3　施行期日

平成２４年４月１日